

監査報告

独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第19条第4項及び同法第38条第2項の規定に基づき、独立行政法人労働政策研究・研修機構（以下「法人」という。）の平成26事業年度（平成26年4月1日～平成27年3月31日）の業務、事業報告書、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類（案）、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書及びこれらの附属明細書）及び決算報告書について監査を実施し、その方法及び結果を取りまとめたので、以下のとおり報告する。

I 監査の方法及びその内容

監査計画に基づき、理事長、理事、内部統制推進部門及び各業務遂行部門と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、経営会議等重要な会議に出席し、役職員からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、主たる事務所において業務、財産の状況及び主務大臣に提出する書類を調査した。

また、役員の職務の執行が通則法、個別法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）について、役職員等からその整備及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めた。

さらに、当該事業年度に係る財務諸表及び決算報告書（以下「財務諸表等」という。）について検証するに当たっては、当該独立行政法人の契約した監査法人の監査結果を聴取し、会計に関する帳簿、証拠書類及び計算書類を閲覧、点検、資産の实地監査を行うと共に、会計責任者から聴取を行った。

以上の方法に基づき、法人の当該事業年度に係る業務、事業報告書及び財務諸表等の監査を行った。

II 監査の結果

1. 法令遵守状況及び中期目標達成状況

法人の業務は、法令等に従い適正に実施され、また、中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているものと認める。

2. 法人の内部統制システムの整備とその運用状況

内部統制システムは、適切に整備されていると認める。また、内部統制システムに関する役員の職務の執行について、指摘すべき事項は認められない。

3. 役員の職務執行に関する違法、不当な行為

役員の職務の執行に関する不正の行為又は法令等に違反する重大な事実認められない。

4. 財務諸表等

財務諸表等は、法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

5. 事業報告書

事業報告書は、法令に従い、法人の状況を正しく示しているものと認める。

Ⅲ 独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針等過去の閣議決定において定められた監査事項についての意見

特段の意見はなし。

Ⅳ 異なる監査意見

特段の異なる意見はなし。

平成27年6月22日

独立行政法人 労働政策研究・研修機構

監事

東崎 将 

監事

中川 幸雄 